

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入推進について

< 提案・要望先 >

環境省，経済産業省

< 提案・要望内容 >

平成 27 年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において，2020 年以降の地球温暖化対策として，全ての国に対し緩和への貢献と適応能力の拡充等を義務付けるパリ協定が合意されました。

我が国の緩和と適応の取組を推し進めるためには，国と地方自治体，民間等多様な主体の連携を強化することが求められております。

また，我が国の電力需給の逼迫は依然として懸念されており，節電をはじめとする省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの普及促進が一層求められております。

再生可能エネルギーについては，平成 24 年に施行された固定価格買取制度により太陽光発電を中心に導入が急速に拡大しており，本県においても，制度開始以降新たに 195 万 kW を超え，全国第 1 位となる太陽光発電施設が導入されております。

しかしながら，あまりに急激な導入に伴い，自然環境への影響や土砂の流出，工事の安全性などについて，地域住民から不安の声が上がっております。そこで，県では，地域の実情を踏まえ，太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを策定し，適正導入を推進しているところです。

国においても，「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称 F I T 法）」が改正され，事業計画の新たな認定制度の創設や事業者の認定情報の公表など固定価格買取制度の見直しが行われましたが，発電設備の適切な設計・施工や維持管理，事業終了後の撤去・処分費用の確保等については，確実に担保される仕組みとはなっておりません。

つきましては，地球温暖化対策について，より積極的な施策の推進を図るとともに，地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため，下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガス排出削減の施策や気候変動影響評価，適応策等の実施に対し，技術的・経済的支援を行うこと。

- 2 地域地球温暖化防止活動推進センターが行う，地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して，支援を一層拡充すること。
- 3 再生可能エネルギーや，燃料電池自動車など次世代自動車の一層の普及拡大を図るため，研究開発や導入促進に向けての各種支援策に係る法制上，財政上，税制上その他の措置を集中的に講ずること。
- 4 再生可能エネルギーの導入推進にあたっては，以下の事項に特段の配慮を行うこと。
 - (1) 太陽光発電施設の適正導入を図るため，安全性を確保するための造成，地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する具体的な基準を整備すること。
 - (2) 地方自治体の意見を事業に反映させることができるよう，固定価格買取制度における地方自治体への情報提供制度の拡充を図ること。
 - (3) 一定規模以上の太陽光発電設備の設置には地方自治体の同意などを必要とする制度を創設すること。
 - (4) 買取価格に含まれている処分費用を計画的に積み立てる制度を国主導で設けるなど，太陽光発電事業終了後の施設設備の撤去・廃棄が確実に履行される制度を創設すること。